

社会保障審議会年金部会
「年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会」
の設置について

1. 設置の趣旨

年金個人情報（年金の原簿の記録）については、職歴や報酬などプライバシー性が高いこと、給付に直結して権利性が強いこと、超長期的な保存・管理が必要であることといった特性がある。

この特性を踏まえた、年金個人情報の訂正の手続きのあり方等を検討するため、社会保障審議会年金部会に「年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という）を設置する。

2. 構成等

（1）専門委員会に委員長を置く。

3. 検討項目

- ① 年金個人情報の適正な管理のあり方
- ② 年金個人情報の訂正の手続きのあり方
- ③ 事業主等への年金個人情報に関する調査のあり方 等

4. 運営

- ・ 専門委員会の議事は原則公開とする。
- ・ 専門委員会は、検討過程において、必要に応じ、関係者の意見聴取を行うことができる。
- ・ 専門委員会の検討の結果については、社会保障審議会年金部会に報告する。

5. その他

上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

年金個人情報適正な管理のあり方に関する専門委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

池田 恵利子	公益社団法人あい権利擁護支援ネット代表理事
岩村 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大橋 真由美	成城大学法学部教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授
斎藤 聖美	ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長
首藤 由之	朝日新聞出版書籍編集部「朝日新書」編集長
鈴木 由美	滝野・鈴木法律事務所、弁護士
諸星 裕美	オフィスモロホシ、社会保険労務士
山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

「年金個人情報情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会」の設置について

1. 現状と課題

- ① 司法手続も考慮に入れた年金記録確認の仕組みが必要との指摘（あっせんは事実上の行為のため、訴訟にて却下される傾向）

※ 「年金記録確認第三者委員会報告書」（平成23年6月）からの提言

- ② 最近の記録誤りの多くは、厚生年金が中心。事業主の届出漏れ・誤りに起因する記録の誤りは、今後も発生する可能性あり。

※ 総務省第三者委員会への申立て事案の内訳

【19年度】厚年40%、国年60% → 【24年度（12月末まで）】厚年84%、国年16%



- ◎ 年金個人情報情報の正確性の確保は、国民一人一人の老後の生活設計や財産権に影響する問題。

- ◎ 今後、記録誤りの再発防止・予防に資するため、年金個人情報情報の特性を踏まえた、恒常的な記録訂正が可能となる手続きを新たに設ける事が必要ではないか。

年金個人情報（＝年金の原簿の記録）の特性

- 職歴や報酬などプライバシー性が高い。
- 給付に直結して権利性が強い。
- 超長期的な管理が必要

3

2. 主な論点

- ◎ 「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で情報開示されている状況を踏まえた、より簡便で迅速な記録訂正手続きのあり方。
- ◎ 国民の立場に立った調査審議のあり方。
- ◎ 本人に不服がある場合、司法手続きへの移行も考慮した訂正手続きのあり方。
- ◎ 事業主調査への活用など、年金個人情報情報の正確性の向上に資する取組みの検討。

3. 検討会の設置

- ◎ 年金個人情報情報の適正な管理のあり方を検討するため、年金部会の下に、専門委員会を設置。夏頃を目的にとりまとめ予定。

